

一般事業主行動計画

女性社員の継続就業者が増えるよう、出産・育児における支援のあり方を検討し、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

2.内容

目標 1:産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。
また会社の育児休業等についても頭員に周知を徹底する。

2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

<対策>

2022年5月～

産前産後休業・育児休業・短時間勤務等について定めた文書を回覧し、周知を図る。
また職員がいつでも閲覧可能な場所に情報を公開する。

目標 2:妊娠中や産休育休中、産休育休復帰後の女性従業員が相談できる窓口を設置する。

<対策>

2021年6月～子育てと仕事の両立で職員が不安に感じていることの聞き取り。

2021年7月～相談窓口を設置、職員に周知する。